(七)	(一)から(ま)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(一)から(ま)までのそれぞれの種類		(一)から(ま)までのそれぞれの本数	(一)から(ま)までのそれぞれの間隔	(一)から(ま)までのそれぞれの数値と(一)から(ま)までのそれぞれの数値との和（五を超えるときは、五）
(八)	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	CN六五 CNZ六五	下枠、たて枠及び上枠二本		—	○・五
		BN六五	下枠、たて枠及び上枠三本			
(九)	(一)から(ハ)までに掲げる耐力壁と(八)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	(一)から(ま)までのそれぞれの種類		(一)から(ま)までのそれぞれの本数	(一)から(ま)までのそれぞれの間隔	(一)から(ヒ)までのそれぞれの数値と(八)との和（五を超えるときは、五）

一　(ハ)に掲げる耐力壁であって、壁の枠組材と筋かいの両端部の短期に生ずる力に対する許容せん断力が一メートル当たり千百ニュートン以下であることが確かめられた場合においては、緊結の方法の欄に掲げる方法によらないことができる。

二　二以上の項に該当する場合は、これらのうち倍率の欄に掲げる数値が最も大きいものである項に該当するものとする。

表二・表三　（略）

六～十四　（略）

十五　壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ（第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあっては、当該床版の枠組材。以下この号において同じ。）又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(十)	(一)から(九)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(一)から(九)までのそれぞれの種類		(一)から(九)までのそれぞれの本数	(一)から(九)までのそれぞれの間隔	(一)から(九)までのそれぞれの数値と(一)から(九)までのそれぞれの数値との和（五を超えるときは、五）
(十一)	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	CN六五 CNZ六五	下枠、たて枠及び上枠二本		—	○・五
		BN六五	下枠、たて枠及び上枠三本			
(十二)	(一)から(十)までに掲げる耐力壁と(十一)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	(一)から(十)までのそれぞれの種類		(一)から(十)までのそれぞれの本数	(一)から(十)までのそれぞれの間隔	(一)から(十)までのそれぞれの数値と(十一)との和（五を超えるときは、五）

（新設）

表二・表三　（略）

六～十四　（略）

十五　壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ（第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあっては、当該床版の枠組材。以下この号において同じ。）又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。